

税理士法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 税法に属する科目について行う税理士試験の受験資格を得ることができる大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で一定の学校において社会科学に属する科目を修めたもののその一定の学校の範囲について、学校教育法の一部を改正する法律（令和六年法律第五十号）の施行に伴う所要の規定の整備を行う。（第二条の二関係）
- 2 この省令は、令和八年四月一日から施行する。（附則第一項関係）